

第375回団体交渉ダイジェスト PA

日時 2016年4月15日（金） 13:00～15:00

場所 神谷町ビル9階

1. 春闘要求について

（組合）要求書内容に沿って回答を聞きたい。

（会社）要求は承ったが、要求に応じることは出来ない。臨時給与についても要求には応じられず、給与制度に基づき支給する。外務員は、6月2.96ヶ月、12月3.171ヶ月、3月1.74ヶ月で、年初一括協定とする。

2. PA制度改定について

（組合）「PA社員制度の一部改定案」について申し入れをする。

富士支部はこれまで、団体交渉と書面により繰り返し「制度変更による組合員の解雇」は認められないとし、「提案撤回」を求めてきている。

会社は、「提案の撤回は出来ない」として、2015年1月より、富士支部の同意なく解雇制度の導入をしている。

私たちは、組合員の解雇提案には同意出来ない。富士支部の同意無く、富士支部組合員に本件解雇制度を適用しないよう、重ねて申し入れをする。

（会社）申し入れは承るが、制度は制度として運用はしていきたい。現在どのような動きをしているか存じ上げているが、この先AIU社と合併をして、PA制度を残していくために何が必要かということを検討し、本件制度を導入し運用しているので、その点は十分ご理解いただきたい。

（組合）会社は、本提案の必要性について、「計画的な増収を制度面で後押しする」「組織全体の生産性を一層高める変革」としている。その目的自体は不当ということではないが、いかに目的を達成するためであっても手段は合法的なものに限る。「クビ切り」で脅すような「後押し」は、相当性に欠けると言わざるを得ない。

富士支部が本件就業規則の変更に同意をしていないことは、団体交渉の場でも、申し入れでも、繰り返し表明している。それにもかかわらず、先月、富士支部組合員に「2016年1月1日付で准社員に編入となりました」「准社員在籍基準」を下回った場合は、翌年3月末をもって解雇となります」との通知文書が職場で上司から手渡されている。念のための確認だが、会社として本件

不利益変更について、現時点で撤回交渉の余地はなく、口座振替手数料控除問題の時と同じく、「判決が出ればそれに従う」というスタンスなのか。

（会社）そのような場面になれば、法律に従うということになる。制度の撤回は考えていない。会社としては、これまでさまざまな施策や研修を行なっており、今後も続けていく。施策についての論議はしていきたいと考える。

（組合）解雇の部分を撤回すればよいのではないのか。解雇する必要があるのか。

（会社）制度上、結果としてそうなる場合があり得る可能性はある。もともとあった基準としては別の解雇制度を一元化した。これまでも時代と状況に応じて基準を変えてきた。また、それに合わせて、直ちに適用するというのではなく、きちんとクリアできるよう会社としての指導などもしてきている。

3. 満期案内通知について

（組合）他社では、満期案内は本社発送となっている。例えば自動車では、年齢条件・免許の色・使用方法などの組み合わせによる保険料が複数表示されるものだ。弊社の現状システムでは、3パターンが限度であり、異なる免許の色での試算を一枚にまとめることはできない。現状システムの変更と、満期案内通知の本社発送について、予定などあれば伺いたい。

（会社）現状ではない。統合前のシステム変更には制約もある。大手社を中心に、満期案内を本社発送しているという認識はあるが、コスト面や、コスト回収の仕組みに認可が必要などがあり、現時点で実現させる状況にはない。

（組合）十分な意向確認と情報提供のために、事前に複数パターンを保険料も含めて見ていただいた方がよいのではないのかという声があるが、現状では、見積書が複数枚になってしまう。

（会社）見積書は、現状でも3パターン表示できる。情報提供の義務に伴い、重要事項説明書は事前送付とした。代理店にも同様の説明をしている。

（組合）代理店からすると、日々の業務の中で、見積もりを何枚も打ち出し、重要事項説明等と合わせて自ら郵送する当社と、本社発送の他社では、目移りしてしまうのではないのかという懸念がある。

(会社) 他社との差別化はさまざまある。一括発送が最優先なのかという点もある。可能であればよいとも思うが、現時点で導入時期などの約束はできない。

4. システム障害について

(組合) 3月11日に、「システム障害報告 信頼回復に向けて」とする研修が、新宿で開催された。昨年発生したシステム障害の経過、対応、現状の詳細報告を受け、理解できる点多々あった。報告概要は次のとおり。

- ・ 障害発生につき金融庁はかなり問題視している。
- ・ 十分なチェック項目が実施されていなかったことが原因。
- ・ 障害発生を事前防止するため、定期的に金融庁に報告をしている。
- ・ 現状、金融庁への定期報告は解除されていない。
- ・ 毎週システム委員会が開催され、30回を超えた。
- ・ 午前3時にシステムのチェックポイントを作り午前4時からの会議を開催。

これらの対応により、システムについては安心して欲しいということだった。

組合は、2月の団体交渉時に、支払部門のD F Sシステムが非常に不安定になっていること、また、昨年のシステム障害の前にも、D F Sが不安定になっていたことを述べ、再度のシステム障害発生の可能性を指摘した。

会社は、D F Sシステムの不調について、人事部として認識が無いとし、「IT環境の改善にはお金をかけるしかないのではないか」と述べた。

その後、3月29日、4月1日に、会社表現で「接続がしにくい状況が発生」した。実際はA I Gコネクに接続できない状況であった。

本件について、社長のお詫び文書には、「同様の事象が発生しないよう根本原因の解明と再発防止策を講じてまいります」とある。どのような対策を講じる予定なのか。

(会社) 現時点で、社長文書以上の内容をお伝えするものはない。昨年の障害はメインフレーム、今回はA I Gコネクだ。文書には「処理能力の向上」という項目もあり、コストをかけてでも対策するという認識だ。

(組合) A I Gコネクについて、レスポンスに波があり、回線や使用しているP Cに問題があるのかと感じてしまう時もある。接続時間帯はさまざまだが、「回線集中」といっても、接続する端末数は限られている。基本的業務の部分なので、普通につながる程度の回線枠は確保していただきたい。

満期案内の件とも重なるが、P Aは接続出来なければ諦めるしかないが、乗り合い代理店では、他社へ流れてしまう可能性も高い。